

200/03/0

(別添2)

厚生科学研究研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

身体障害者福祉法における障害認定の在り方に関する研究

平成13年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 木村 哲彦

平成14(2002)年 3月

(別添3)

目 次

I. 総括研究報告

身体障害者福祉法における障害認定の在り方に関する研究	1
木村 哲彦	

II. 分担研究報告

1. 障害の範囲・認定に関する研究－医療の立場から－	2
2. 障害の範囲・認定についての研究－福祉の立場から－	3
3. 身体障害者福祉法以外の法律との関連性に関する調査研究	4

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
総括研究報告書

身体障害者福祉法における障害認定の在り方に関する研究

主任研究者 木村 哲彦 日本医科大学整形外科医療管理学教室教授

研究要旨

医学領域においては、「社会的不利」の評価項目を検討した。福祉領域については、各種障害モデルの特徴を明らかにした。関連制度の分析では、フランス及びイギリスの障害認定制度について特徴を分析した。

分担研究者

長谷川恒範 全国生活協同組合連合会
医療顧問
佐藤忠 岩手県立大学社会福祉学部教授
植村英晴 日本社会事業大学社会事業研
究所教授

A. 研究目的

外国研究、理論研究、総合的評価法の研究、実態調査等により、現状の身体障害者の範囲・認定方法を検討際の基礎資料を提供する。

B. 研究方法

医学領域については、従来の「機能障害」に重きをおいた障害評価から、「能力障害」、「機能障害」、「社会的不利」の側面からの総合的評価法の確立に向けての検討を前年度に引き続いて行った。

福祉領域については、社会モデル、環境モデル、少数派モデル、市民権モデル、機能モデル等いろいろな障害モデルについて、文献研究により、その内容について整理した。

関連制度の分析では、機能障害以外の認定基準を用いているといわれているフランスとイギリスを取り上げ、詳細な検討を行った。

C. 結果

医学領域においては、比較的共通する要素の抽出から「社会的不利」の評価項目を検討すると、いわゆる神経心理学的検査に加えて、日常生活関連動作でもある、買い物、料理、公共の乗り物利用、衛生への配慮、郵便局など公共施設の利用ができるか、仕事場あるいは学校などの環境で他人との協調性を保てるか、自らの意志で作業や日課が組めるか、時間どおりに課題がこなせるか、インデックスカードのファイリングなどのパフォーマンスが一定の集中力・持続力をもってこなせるか（パフォーマンステスト）などが評価項目の候補になると考えられた。

福祉領域については、英国の障害モデルの特徴は、障害を個人対社会という対立構造でとらえていることであり、米国の特徴は、障害者をマイノリティーとしてとらえる市民権モデルが中心であることと、機能モデル、生態学モデルという経済的な観点が導入されていることであった。

関連制度の分析では、フランスでは、視覚障害と聴覚障害を除き、能力低下を認定基準として活用しているとしているが、具体的な認定基準をみると、能力低下を判断する基準として医学的診断が随所にみられることから、結果としては、機能障害の認定基準とあまり変わらないものであることがわかった。また、イギリスの障害認定制度については、就労不能給付（Incapacity Benefit）についての認定基準について詳細を検討した。本制度の認定基準も医学的診断を重視しているものの、認定の最終決定権は、医師ではない判定員がもっており、環境的要因も考慮して決定される点に特徴があった。

D. 考察

今後は、具体的な認定基準のあり方について詳細をつめる必要があると考えられる。

E. 結論

医学領域においては、「社会的不利」の評価項目を検討した。福祉領域については、各種障害モデルの特徴を明らかにした。関連制度の分析では、フランス及びイギリスの障害認定制度について特徴を分析した。

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

障害の範囲・認定についての研究－医療の立場から－

分担研究者 長谷川恒範 医療顧問

研究要旨

身体障害者福祉法における障害認定方法について、「能力障害」、「機能障害」、「社会的不利」の観点からの総合評価法の検討が必要と考えた。今回、「社会的不利」の評価について、海外の障害認定や国際障害分類などにつき検討し、今後の課題を考察した。

A. 研究目的

身体障害者福祉法における障害の認定法についての新たな考え方を提言するとともに、その評価法の具体化に向けて検討する。

B. 研究方法

従来の「機能障害」に重きをおいた障害評価から、「能力障害」、「機能障害」、「社会的不利」の側面からの総合的評価法の確立に向けての検討を前年度に引き続いて行った。

今年度は、「社会的不利」の評価方法について、3年間に渡る本研究の海外調査文献、国際障害分類改訂版および現在、リハビリテーションにおいて比較的広く用いられている「社会的不利」に関連した評価法あるいは評価項目について検討した。

具体的な調査・検討対象は下記のごとくである。

- (1) 社会保障における障害評価（米国）
 - (2) 障害者の機能障害および能力低下評価のための指針（フランス）
 - (3) 重度障害者法（ドイツ）
 - (4) 高齢障害者の障害認定（ニュージーランド）
 - (5) ICF（国際障害分類改訂版）
 - (6) その他の関連した評価法
- ①Disability Rating Scale (DRS)
 - ②Community Integration Questionnaire
 - ③Functional Assessment Measure
 - ④Employability Rating Scale
 - ⑤MS 障害度簡易評価表 (IFMSS 九大版)

C. 研究結果

上記の評価で比較的共通する要素の抽出から「社会的不利」の評価項目を検討すると、いわゆる神経心理学的検査に加えて、日常生活

に関連動作でもある、買い物、料理、公共の乗り物利用、衛生への配慮、郵便局など公共施設の利用ができるか、仕事場あるいは学校などの環境で他人との協調性を保てるか、自らの意志で作業や日課が組めるか、時間どおりに課題がこなせるか、インデックスカードのファイリングなどのパフォーマンスが一定の集中力・持続力をもってこなせるか（パフォーマンステスト）などが評価項目の候補になると考えられた。

D. 考察

「社会的不利」の評価にあたっては、特に、病院入院中の評価よりも、職場や学校、場合によっては施設も含む、いわゆる社会に出た状況での評価あるいはそれに類似した環境下での評価項目が重要になると思われた。この際、評価の環境は個々人で異なるので、最終的に個々の評価結果を共通のスケールに置き換えて標準化した障害程度の評価にすることが課題となる。評価を点数化するとすれば、恣意的に設定した上で、評価例を重ねてその妥当性を異なる立場から検証しながら、修正を図ってゆく手法が考えられる。

E. 結論

今回検討した「社会的不利」に係る評価法の評価項目には共通項も多いが、その妥当性、客観性、再現性などについての検討は必ずしも充分ではない。多項目について実際に多数例の評価を行い、そこから類似傾向を示す評価項目を整理し、さらに、項目の独立性、妥当性、客観性、再現性について十分な統計的検討を行う過程を経て、「社会的不利」の一般的な評価法の確立が期待できる。

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

障害の範囲・認定についての研究—福祉の立場から—

分担研究者 佐藤 忠 岩手県立大学社会福祉学部教授

研究要旨

これまでの研究で、身体障害者関係制度を支える理念を整理する必要が示唆されたため、今年度は、現状の障害モデルを整理し、その違いについて分析した。その結果、国内外とも、障害認定制度について障害モデルを適用された例は、これまで見られないが、今後、そのような認定の方法の可能性について検討する価値があると考えられた。

A. 研究目的

平成 11 年度の研究で、身体障害者に対するサービスを提供する制度は、それぞれ認定制度をもっているために、多くの身体障害認定制度があることわかった。また、それぞれの制度は、その制度の目的を実現するためにいろいろな方法・基準によって認定を実施していることがわかった。

平成 12 年度は、制度別の目的を分類整理した。その結果、社会防衛、保護、補償、自立支援、権利擁護等の目的に分類されたが、殆どの制度が複合的な目的をもっており、必ずしも首尾一貫した原則であるというわけではなかった。

平成 13 年度は、これまでの研究のなかから、身体障害者関係制度を支える理念を整理する必要が示唆されたため、現状の障害モデルを整理し、その違いについて分析する。

B. 研究方法

文献調査により主要な障害モデルを整理した。

C. 研究結果

世界的に、医学モデルに対する批判があり、社会モデル、環境モデル、少数派モデル、市民権モデル、機能モデル等いろいろなモデルが主張されている。

この代表的なモデルは、社会モデルであるが、その内容は、英国と米国で異なる。英国に特徴的なことは、障害を個人対社会という対立構造でとらえていることである。

米国の特徴の 1 つは、障害者をマイノリティ

—としてとらえ、有色人種や女性差別と同様に市民権獲得の立場からのモデルが中心であることである。もう 1 つの特徴は、機能モデル、生態学モデルである経済的な観点が導入されていることである。例えば、これは、ADA の障害の定義にも反映されている。

D. 考察

国内外とも、障害認定制度について障害モデルを適用された例は、これまで見られないが、今後、そのような認定の方法の可能性について検討する価値があると考えられる。

E. 結論

身体障害者関係制度を支える理念を整理する必要が示唆されたため、現状の障害モデルを整理し、その違いについて分析した。その結果、国内外とも、障害認定制度について障害モデルを適用された例は、これまで見られないが、今後、そのような認定の方法の可能性について検討する価値があると考えられた。

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

身体障害者福祉法以外の法律との関連性に関する調査研究

分担研究者 植村 英晴 日本社会事業大学社会事業研究所教授

研究要旨

フランスおよびイギリス等における機能障害を基本としない障害認定について調査・検討したところ、サービス提供や手当支給関係制度に機能障害とまったく離れた認定基準は現状では実施は、困難であると予想された。

A. 研究目的

これまでの研究の結果、フランスおよびイギリスでは、機能障害ではない障害認定を実施していることが明らかになった。そこで、これまで収集し、翻訳した資料を再検討し、どのような形で、障害認定を実施しているのかについて調査・検討する。

B. 研究方法

これまでの研究で収集したフランスおよびイギリスの身体障害者認定基準に関する文献の詳細を再検討した。

C. 研究結果

フランスでは、「障害者の機能障害及び能力低下の評価のための指針」が1993年11月に示され、そこでは、WHOの障害分類を活用して障害認定基準を作成している。この障害認定の対象となるのは、社会扶助、社会保障であり、福祉手当や福祉サービスの対象者を決定する場合に活用される。同指針では、視覚障害と聴覚障害を除き、能力低下を認定基準として活用しているとしているが、具体的な認定基準をみると、能力低下を判断する基準として医学的診断が随所にみられることから、結果としては、機能障害の認定基準とあまり変わらないものであることがわかった。

イギリスの障害認定制度については、就労不能給付（Incapacity Benefit）についての認定基準について詳細を検討した。本制度の認定基準も医学的診断を重視しているものの、認定の最終決定権は、医師ではない判定員がもっており、環境的要因も考慮して決定され

る点に特徴があった。

D. 考察

機能障害のみではなく障害認定を実施しているとされるフランスおよびイギリスの障害認定基準でも、医学的診断の占める役割は大きい。例えば、フランスの障害認定基準は、能力低下を基本にしているといっても、具体的な診断基準は、機能障害を基本とした診断基準と大差ない場合が多い。また、イギリスにおいては、能力評価の方法に工夫はされているものの、その評価の信頼性を裏付けるために、医学的診断が求められる場合が多い。このようなことから、サービス提供や手当支給関係制度に機能障害とまったく離れた認定基準は現状では実施は、困難であると予想された。

E. 結論

フランスおよびイギリス等における機能障害を基本としない障害認定について調査・検討したところ、サービス提供や手当支給関係制度に機能障害とまったく離れた認定基準は現状では実施は、困難であると予想された。

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他